

函館市手話通訳者および要約筆記者派遣事業運営委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、函館市手話通訳者および要約筆記者派遣事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)と称する。

(目的および設置)

第2条 この運営委員会は、函館市障害者地域生活支援事業実施要綱のコミュニケーション支援事業実施要領の中の手話通訳者および要約筆記者派遣事業(以下「事業」という。)の実施にあたり、聴覚障害者および言語機能障害者(以下「障害者」という。)などの意見を反映させ、事業の効果的推進を図ることを目的として設置する。

(委員の構成)

第3条 運営委員会は、別表に掲げる事業を利用する障害者や、手話通訳者および要約筆記者派遣事業登録員および関係機関の職員(以下「委員」という。)をもって構成する。

2 運営委員会に、委員長および副委員長各1人を置く。

3 委員長および副委員長は、委員の互選により選出する。

(委員長および副委員長)

第4条 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、函館市中央福祉事務所障害福祉課に事務局を置く。

(補則)

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。